

岩手県告示第67号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成23年1月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 遠野市上郷及び綾織地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成22年9月28日から平成23年1月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（デジタルマッピング及び既成図数値化）